

共助交通(公共交通空白地有償運送)とは…鳥取市が推進

- 十分な輸送サービスが確保できない場合、実費かつ営利とは認められない範囲内で行う輸送サービス
- 道路運送法に基づく国土交通省への登録が必要
- 運行主体となれるのは、NPO、地方自治法に規定する認可地縁団体（町内会・自治会が不動産登記等を行うために法人化の認可を受けた団体）、営利を目的としない法人格を有しない社団であって代表者の定めがあるもの など
- 自家用自動車による有償運送が可能
- 2種免許がなくても、講習を受ければ運転可能
- 利用者は事前の会員登録が必要

※市長が認める場合は、来訪者等登録がない者も利用可能

共助交通に対する市の支援制度

鳥取市交通空白地有償運送者支援事業費補助金

別表（第4条、第6条関係）

1 事業区分	2 補助対象経費の額	3 補助率	4 補助上限額	5 備考
運行事業	交通空白地有償運送（交通空白地有償運送を予定して行う無償の試験運行及びその検証を含む。）の補助対象路線ごと（路線ごとの決算が困難な場合は、運行する交通空白地有償運送路線全体）に、営業費用から営業収益を差し引いて得た額の合計額とする。 なお、営業費用には一般管理費を含むことができるものとし、その額は営業収益の中の運賃収入の2割を上限とする。	10 / 10	—	
車両等設備整備事業	主に交通空白地有償運送に用いる車両等設備の購入費で主に以下に掲げるものとする。 (1) 車両（登録諸経費、当該交通空白地有償運送の円滑な運行の確保のため、必要と認められる付属品（冬用タイヤ、車体表示、運賃箱等）の購入費を含む。） (2) その他市長が費用と認める経費	10 / 10	4,500千円	次のいずれかに該当する場合の車両等設備の購入を対象とする。 (1) 新たに交通空白地有償運送を行う場合 (2) 運行事業の補助対象となる運行系統の増便、路線の新設及び延伸に伴い増備する場合 (3) 補助対象路線を3年以上運行し、かつ、原則車齢10年以上又は走行距離10万キロメートル以上となった車両を更新することを市長が適当と認める場合

注）「営業収益」及び「営業費用」は、それぞれ旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第二表に規定する「運送収入」及び「運送費用」をいう。